

貸借契約書(案)

(「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約)

沖縄県立看護大学理事長 神里 みどり (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) とは、沖縄県立看護大学高速カラープリンター貸借 (以下「プリンター」という。) の貸借に関し、次の条項により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、甲に対し、この契約の条項に従って、プリンターの貸借及び保守を行うことを約し、甲はこれに対し、この契約に記載された賃借料を支払うことを約定するものとする。

(契約の内容)

第2条 この契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に規定する長期継続契約であり、契約内容は、次のとおりとする。

- プリンターの品名・数量等については、機器構成表のとおり。
- プリンターの機能・性能等については、別紙仕様書のとおり。
- 貸借期間 2024年3月22日 から 2029年3月21日までとする (5年間)。
- 設置場所 沖縄県立看護大学

2 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

(賃借料)

第3条 賃借料及び保守料 (以下「賃借料」という) は

総額 金 _____ 円 (うち取引に係る消費税額 _____ 円)
月額 金 _____ 円 (うち取引に係る消費税額 _____ 円) とする。

注: 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 各年度ごとの賃借料内訳は次のとおりとする。

2023年度	金	円
2024年度	金	円
2025年度	金	円
2026年度	金	円
2027年度	金	円
2028年度	金	円

3 この契約が月の途中で解除された場合におけるその月の賃借料の額は、次の算式により得た額とする。

第1項の月割額 × $\frac{\text{契約が解除されるまでのその月の日数}}{\text{その月の日数}}$

(賃借料の請求及び支払い)

第4条 乙は毎月初めに先月分の賃借料を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙の契約履行を確認し、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内に賃借料を支払うものとする。

(権利義務の移転禁止)

第5条 乙は、この契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(契約保証金)

第6条 100分の10とする。ただし、公立大学法人沖縄県立看護大学契約事務取扱規程第28条第1項の規程に該当する場合は全部又は一部の納付を免除することができる。

(プリンターの保守)

第7条 乙は、プリンターが常時正常な状態で使用できるように、1年に2回以上、点検と調整を行うものとする。

- 2 乙は、機器障害の認知後遅滞なく対応し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- 3 乙は、前2項の規程により点検、調整又は修理（以下「保守等」という。）を行ったときは、その結果を乙が定める様式により甲に報告しなければならない。
- 4 保守等は、原則として平日の9時から17時までの間に行うものとする。
- 5 保守等に要する一切の経費は、乙の負担とする。

(プリンターの品質保証)

第8条 乙は、プリンターの品質が低下し、甲の業務に支障をきたすような状態となり、修理不能と認めるときは、速やかにプリンターの交換を行うものとする。これに要する経費はすべて乙の負担とする。

(消耗部品等の供給)

第9条 乙は、点検及び甲の通知により、正常な品質を保証するために消耗部品等の取替が必要と認めるときは、速やかに当該消耗部品等を取り替えるものとする。

(プリンター及び消耗部品等の所有権)

第10条 プリンター及び消耗部品等の所有権は乙に属し、甲はこれらを善良なる管理者の注意義務を持って使用、管理しなければならない。

- 2 甲は、プリンター及び消耗部品等が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど、プリンターの現状を変更するような行為及び消耗部品等を他の用途に流用する行為をしてはならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
 - (2) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
 - (3) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
 - (4) この契約の締結または履行について、不正の行為があると認められたとき。
 - (5) 前5号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 甲は、前項に基づきこの契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第12条 甲は、次項第1号の意見を聞いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条1号に規定する暴力団
 - (2) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条2号に規定する暴力団員
- 2 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。
- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて沖縄県警察本部長に意見を聞くこと。
 - (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。
- 3 乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(保険)

第13条 乙は、乙の負担でプリンターに動産総合保険を付保するものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、甲が故意又は重過失によってプリンターに損害を与えた場合は、その賠償を甲に支給することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害については、前項の規定にかかわらず、乙は甲に請求しないものとする。

(危険負担)

第15条 委託事業の実施に応じて生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む)は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とする。

(機密の保持)

第16条 乙は、プリンターの保守又は消耗部品等の供給に従事し、その実施に当たって知り得た項の業務上の機密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 乙は、甲にプリンターに関するセキュリティ保持の情報提供及び指導を行う者とする。

3 乙は、契約の解除又は契約の終了によって撤去するプリンターについて、当該プリンター内のHDD等の残存データを消去するとともに、その照明を甲に提出するものとする。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(プリンターの搬入、設置及び返還)

第18条 プリンターの搬入、指定場所への設置に関する費用は乙が負担するものとする。

2 この契約の終了又は契約の解除によりプリンターの返還に要する荷造り及び運送の費用は、その返還が甲の責めに帰する場合のほか乙が負担するものとする。

(検査)

第19条 乙は、機器等の設置が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の検査によって機器等の設置が完了したことを確認後、乙が機器等の引渡しを申し出たときは、ただちに当該機器等の引渡しを受けなければならない。

3 乙は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。

(その他)

第20条 乙は、この契約条項の他、公立大学法人沖縄県立看護大学契約事務取扱規程を遵守するものとする。

(紛争等の解決)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、甲乙協議して定めるものとする。

(契約外の事項)

第22条 乙は、この契約条項のほか、公立大学法人沖縄県立看護大学契約事務取扱規程を守るものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し双方記名押印して各自1通を保有する。

令和 6 年 月 日

甲 住 所： 那覇市与儀 1 丁目 24 番 1 号
氏 名： 沖縄県立看護大学
理事長 神 里 み どり 印

乙 住 所：
氏 名：
印

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第5 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第6 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第7 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第8 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

機器構成表

No.	品名	規格	数量	単位	設置場所
1	高速カラープリンター		1	台	沖縄県立看護大学
2	スキャナー		1	台	沖縄県立看護大学
3	スキャナースタンド		1	台	沖縄県立看護大学
4	フィニッシャー		1	台	沖縄県立看護大学